

赤情審第50号  
平成29年6月1日

赤磐市長  
友實武則様

赤磐市情報公開不服審査会

会長 岡田雅夫

赤磐市情報公開条例（平成17年赤磐市条例第8号）第17条の規定に基づき  
る諮問について（答申）

平成29年2月22日付け、赤商第141号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

#### 記

「平成28年度あかいわ祭り出店申込書」に係る部分開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申 第 1 1 号  
平成 2 9 年 6 月 1 日  
(諮問第 1 1 号)

## 答 申

### 1 審査会の結論

赤磐市長が、平成 2 9 年 1 月 2 3 日付け、赤商第 1 3 0 号で部分開示とした決定は妥当である。

### 2 審査請求の経緯

#### (1) 公文書の開示請求

審査請求人は、赤磐市情報公開条例（平成 1 7 年赤磐市条例第 8 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づいて、平成 2 9 年 1 月 1 2 日付けで、赤磐市長（以下「実施機関」という。）に対して、「平成 2 8 年 1 1 月 3 日に行われた「あかいわ祭り」の参加企業の中で、No. 4 3 の『山陽 7 丁目虹の会』の参加申込書」（以下「本件公文書」という。）について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### (2) 実施機関の決定

実施機関は、本件公文書について次の「ア 不開示部分」を除いて開示する部分開示決定（「以下本件処分」）を行い、次の「イ 開示しない理由」を付して、平成 2 9 年 1 月 2 3 日付け、赤商第 1 3 0 号により審査請求人に通知した。

##### ア 不開示部分

代表者名、代表者連絡先

##### イ 開示しない理由

個人に関する情報に当たるため

#### (3) 審査請求

審査請求人は、本件処分に対し、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、平成 2 9 年 2 月 6 日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

#### (1) 審査請求の趣旨

「岡山県赤磐市長は、審査請求人の『あかいわ祭り出店、山陽7丁目虹の会 28年分』に係る公文書開示請求についての部分開示決定処分を取り消し、公開すべきである。」というものである。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び当審査会における口頭意見陳述での審査請求人の主張を要約するとおおむね次のとおりである。

あかいわ祭り出店申込書に記載されている出店団体代表者が、町内会を利用して不正を行ったと疑われる者であり、その氏名がわからなければ公に不正の責任を取らせられないため、公開すべきである。

### 4 実施機関の説明の要旨

実施機関の主張する不開示の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

本件公文書は、あかいわ祭りに出店を希望する各種団体及び商工事業者があかいわ祭り実行委員会事務局へ提出する申込書であり、事務局はその内容と開催趣旨との整合性を判断し、出店団体を決定する。

本件公文書の不開示部分である、代表者氏名及び連絡先は、条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報である。

なお、町内会と当該団体の関係性は実施機関の関知しないところである。

## 5 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 29 年 2 月 22 日	実施機関から諮問書、弁明書を受理
平成 29 年 5 月 2 日	審査請求人に弁明書を送達し、意見書の提出を要求
平成 29 年 5 月 12 日	審査請求人から意見書、口頭意見陳述申出書、補佐人帯同許可申請書を受理
平成 29 年 5 月 24 日	審議
平成 29 年 6 月 1 日	答申

## 6 審査会の判断

### (1) 審査会の審議事項について

審査会は、本件不開示部分について、実施機関の主張する条例第 7 条第 2 号の該当性を検討した。

### (2) 不開示情報該当性について

条例第 7 条第 2 号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報」又は「ウ 当該個人が公務員（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

#### ア 条例第 7 条第 2 号の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、一定の場合を除き不開示情報としている。これは、個人に関するプラ

プライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報を定めたものである。しかし、形式的に個人の識別が可能であれば全て不開示になるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を超えて不開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。そこで、条例は、個人識別情報を原則不開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については開示しなければならないこととしている。

イ 条例第7条第2号本文の該当性について

本件不開示部分は、個人の氏名、住所及び連絡先であり、特定の個人を識別できる情報である。しかし、本件不開示部分が「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するか否かによって開示すべき部分であるか否かの判断をされることから、次の（ア）及び（イ）において検討する。

（ア）「事業を営む個人の当該事業に関する情報」について

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の活動と同様に、特定の目的をもって反復的、継続的に営む個人の活動に関する情報と解するのが相当である。また、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、これを個人情報から除外し、条例第7条第3号（法人情報）で判断することとされている。これは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報ではあるものの、当該事業に関する情報としての側面が強いため、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であるから、条例第7条第2号の個人情報からは除外しているものと解される。

ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であっても、例外的に「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については不開示とすることができるとされている。これは、事業を営む個人の当該事業に関する情報であっても、同時に当該個人の私事に関する情報の側面もあり、同側面の方が、明らかに大きいような場合にはこれに該当すると解される。

（イ）本件不開示部分に係る「事業を営む個人の当該事業に関する情報」の該当性について

あかいわ祭りへの出店及び販売行為は、目的や態様から一概に「事業」に関する行為であると断定できない。しかし、本件団体は上記（ア）で述べた、「特定の目的をもって反復的、継続的に営む個人の

活動」をする団体と判断するには至らず、また、条例第7条第3号に規定する「法人等」に該当するような、団体としての規約を有し、代表者が定められている団体（いわゆる権利能力なき社団等）とは認められないから本件不開示部分は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは言えない。よって条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書アの該当性について

条例第7条第2号ただし書アに規定している「法令等の規定により、又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができるようにされている情報や、公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上、個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる情報をいうところ、本件不開示部分はその閲覧を認める法令等又は慣行は存在しないから、この規定には該当しない。

エ 条例第7条第2号ただし書イの該当性について

条例第7条第2号ただし書イに規定している「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報」とは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益を比較衡量し、後者が優越する場合をいう。本件不開示部分については、開示することにより保護される利益が人の生命、健康、生活又は財産である事情は見当たらないから、この規定には該当しない。

オ 条例第7条第2号ただし書ウの該当性について

本件公文書は、公務員の職務の遂行に係る情報とはいえないから、この規定には該当しない。

以上のことから、本件不開示部分は、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書に該当しないから本件処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、町内会の不正の有無を解明するため不開示部分を公開すべきであると主張しているが、それを理由として不開示情報を公開する条例の規定は存在しないから、当該主張は採用できない。また、不開示情報を定める規定により保護される利益に優越する公益上の理由があるとは認められず、条例第9条に規定される公益上の理由による裁量的開示にも該当しない。

(3) 結論

以上の理由から、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

赤磐市情報公開不服審査会

会 長	岡 田 雅 夫
副会長	山 本 賢 昌
委 員	高 畑 知 功